

地域医療介護総合確保基金（病床機能再編支援給付金）の活用について

1 要旨

令和4年度の事業実施にあたり、病床機能報告対象医療機関に病床機能再編支援事業の活用について意向調査を実施したところ、2に掲げる医療機関から当該事業のうちの「単独支援給付金（以下「単独給付金」という。）」活用の意向があった。

については、この医療機関の事業計画が地域医療構想を実現するために必要な病床削減として単独給付金を活用することの妥当性について、当圏域の意見を取りまとめる。

2 意見照会内容

次の医療機関の病床機能再編計画が、地域医療構想を実現するために必要な病床削減であり、単独給付金を活用することが妥当なものであるかについて、御意見を伺う。

○ 単独給付金の意向がある医療機関（資料2別紙参照）

| 区分 | 医療機関名 | H30 許可 病床 | 支給済 病床 | 再編後 病床 | 削減数 | 再編完了 時期 | 計画書 |
|----|--------------|--------------|-----------|-----------|-----|------------|-----------|
| 医院 | 福原整形外 科医院 | 19床 | 0床 | 0床 | 19床 | 令和8年3月 | 資料2 別紙 |

3 単独給付金の概要（資料2 参考資料参照）

(1) 支給対象

平成30年度病床機能報告において、平成30年7月1日時点の病床機能について、高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能（以下「対象3区分」という。）と報告した病床数の減少を伴う病床機能再編に関する計画（以下「単独病床機能再編計画」という。）を作成した医療機関の開設者又は開設者であった者であること。

(2) 主な支給要件

- ① 単独病床機能再編計画について、地域医療構想調整会議の議論の内容及び都道府県医療審議会の意見を踏まえ、都道府県が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認めたものであること。
- ② 病床機能再編を行う医療機関における病床機能再編後の対象3区分の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における対象3区分として報告された稼働病床数の合計の90%以下であること。

4 今後のスケジュール

令和4年10月24日 広島圏域地域医療構想調整会議・病院部会合同会議で協議
 令和4年12月下旬～令和5年1月中旬 （県）広島県保健医療計画部会で意見聴取
 令和5年2月下旬 （県）交付決定